

	契約係用
○	業者渡し用

令和 7 年度

業 務 委 託 仕 様 書

名 称 大谷地変電所内物品等移送業務

特定随契の場合

その業者名 _____

要求課 事業管理部 総務課

(外線 896-2708)

担当者 西田 峻 (内線 2215)

仕様書

札幌市交通局事業管理部総務課

1 業務名

大谷地変電所内物品等移送業務

2 適用範囲

本仕様書は、大谷地変電所内の什器、文書・図面等が入った段ボールの移送作業及びそれに付随する作業に適用する。

3 履行期間

契約締結後～令和7年12月23日（火）

4 履行場所

搬出元：札幌市交通局大谷地変電所（札幌市厚別区大谷地東2丁目5-1）

搬入先：地下鉄大谷地駅構内（札幌市厚別区大谷地東3丁目）

5 提出書類

受託者は、次表に定める書類を、指定する期日までに提出すること。

様式	図書名	部数	提出期限
1	業務着手届	1部	着手後速やかに
2	業務工程表（レイアウト作業詳細30分単位）	1部	作業開始日の10日以上前
3	業務完了届	1部	完了後速やかに
4	業務責任者指定通知書	1部	契約締結日から1週間以内
5	業務写真	1部	完了後速やかに

※「業務着手届」、「業務工程表」、「業務完了届」は、様式1～様式3を使用すること（これらの様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる）。

※「業務責任者指定通知書」、「業務写真」については、様式は問と/orする。

本業務については、書庫室内立ち入りに関してのセキュリティにおいて、自社で最低一名のセキュリティ（個人情報保護）に関する資格保有者（資格の種類は後述）を配置することが望ましい。

但し、困難な場合は資格を所有する者から支援を受けられるような体制を整備すること。

※前述の「セキュリティに関する資格」とは、個人情報保護士（財団法人全日本情報学習振興協会）認定資格者同等の資格をいう。上記資格者は、業務責任者指定通知書に記載し、認定証のコピーを添付すること。

6 作業時間

本業務の作業時間は、午前9時から午後5時15分までとする。

但し、地下鉄大谷地駅構内に物品等を移送するための大谷地駅エレベーターの使用可能時間帯は、午前10時～午後3時を原則とする。当該時間帯であっても、利用者の妨げにならないことが優先であることから、委託者の求めに応じて作業を中断すること。

本業務の遂行にあたっては、交通局担当者及び各業者と綿密に打ち合わせを行い、工期を調整した上で作業工程表を作成し、了承を得てから着手にあたること。

7 業務内容

交通局担当者の監督のもと、以下の作業を行うこと。

(1) 移動ラックの解体

現在、大谷地変電所にて使用している移動ラック（前列4台、後列5台）1式（1台あたりのサイズ：H2,250mm×W900mm×D460mm）を解体すること。なお、当該ラックは再度使用することを想定しているため、保管場所への移送の際には、各部材がばらばらにならないよう、まとめて梱包すること。

(2) 什器・文書（段ボール）の移送

別紙1「移送什器・文書保管場所（大谷地駅構内図）」の「保管スペース」へ什器・文書の移送を行うこと。

移送対象什器は、別紙2「移送対象什器（変電所現況図）」を参照すること。移送対象段ボールの目安数量は、450箱程度とするが、これを若干上回っても移送対応を行うこと。

なお、下記(4)で作成する完成図面（ナンバリング図面）と、段ボールの収納先が判断しやすいように、番号シール等を用意し、復旧時の収納先の判断がし易いように対応を行うこと。なお、必要となる資材に関しては、受託者の方で調達を行うこと。

※移送経路について

- ①搬出元の西側搬出口から運搬車両に積み込み
- ②南郷通（北洋銀行前）に運搬車両を横付け
- ③大谷地駅エレベーターで地下に移動し、コンコースを通って保管場所に移送

(3) 誘導員の配置

以下の地点に、誘導員を1名ずつ配置すること。

- ・南郷通（北洋銀行前）に横付けした運搬車両から、大谷地駅エレベーター（地上部）の間
- ・大谷地駅エレベーター（地下部）から、駅構内コンコースの曲がり角までの間

(4) 完成図面（ナンバリング図面）の作成

受託者は、委託者が提供する躯体図面をもとに、本業務で移送した什器・段ボールの配置完成図（ナンバリング図面）として通路寸法・配置品の設置寸法がわかる完成図を作成すること。

(5) 養生作業

建物を傷つけることのないよう、搬出元・搬入先において適切な養生を行うこと（駅構内及びエレベーター内の養生は必須とする）。受託者の瑕疵による損傷が発生した場合は、委託者に速やかに報告の上、受託者の負担により速やかに現状復旧をすること。

(6) 梱包資材の提供

受託者は段ボール300箱、布テープ20個、番号シール450枚を調達し、実施期間の2週間前までに委託者指定場所に配達すること。

(7) その他

本業務に関して、必要とされる雑材、消耗品等は全て受託者が調達すること。

8 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

札幌市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。特に環境法令等は必ず遵守すること。

9 札幌市個人情報保護条例

受託業者は業務を遂行する際に個人情報の取り扱いについて、札幌市個人情報保護法令の

規定を準用し、適正に取り扱うものとする。

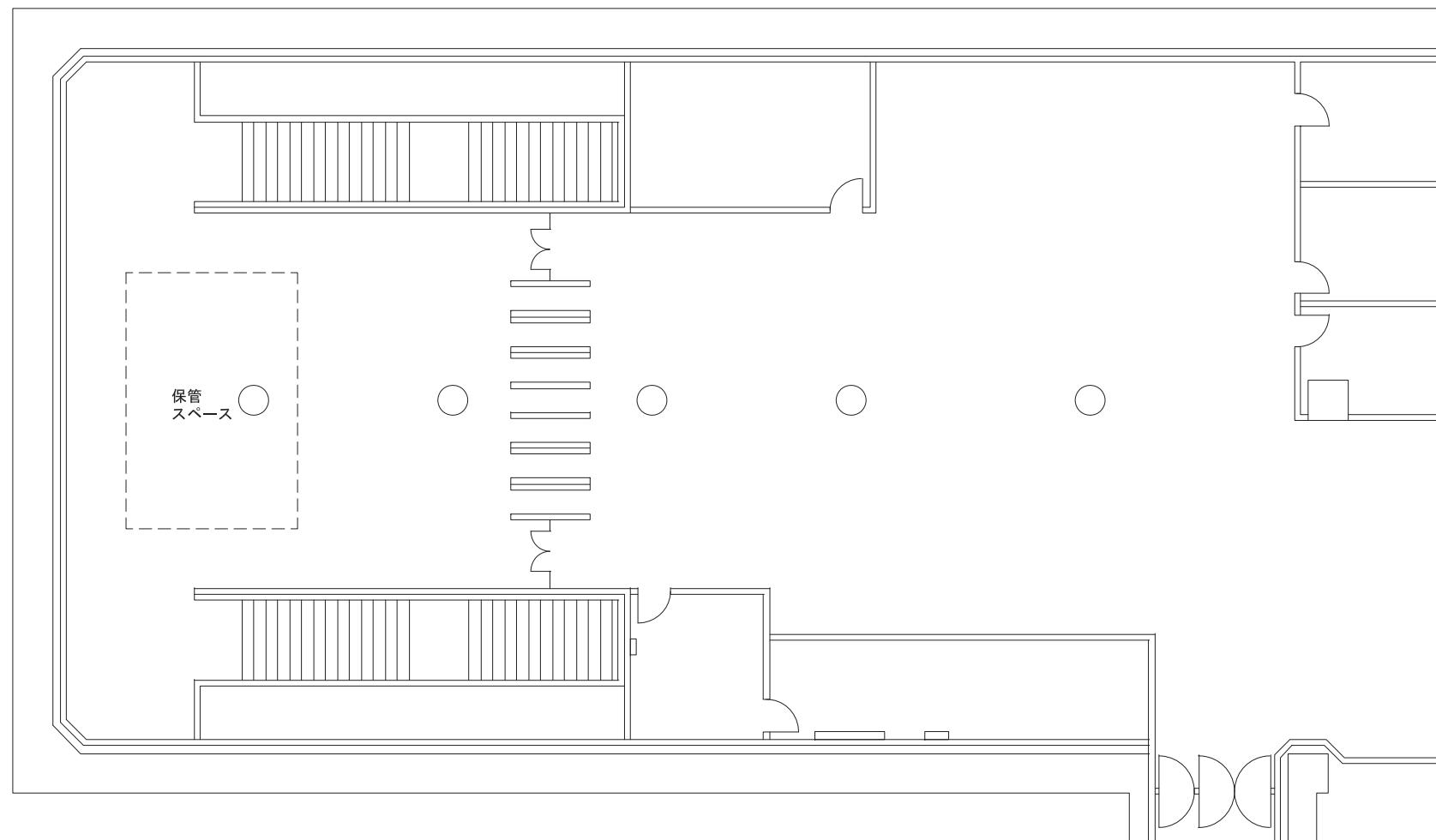
10 その他

- (1) 本業務を円滑に進めるため、入札前に、担当者と打ち合わせのうえ作業現場等の事前調査を十分に行い、適正な作業計画を検討のうえ見積りを行うこと。
- (2) 本業務の履行にあたっては各種関係法令を確認・遵守するとともに工程管理等を正確に行い、担当者の指示に従い適正な履行に努めること。
- (3) 履行にあたっては、安全衛生管理、作業場所の養生、整理整頓及び清掃を徹底すること。
- (4) 履行にあたり、受託者の不注意等の瑕疵により生じた故障、破損、事故等は受注者の責任において処理すること。
- (5) 本仕様書内で明記されていない事項であっても、本業務に付帯する作業については、履行しなければならない。
- (6) 本仕様書に定めない事項については、担当者の指示に従うこと。

11 担当部署及び担当者

担当：札幌市交通局事業管理部総務課 西田
電話：011-896-2708

別紙1 移送什器・文書保管場所（大谷地駅構内図）



別紙2 移送対象什器（変電所現況図）

廊下

書庫

用品庫

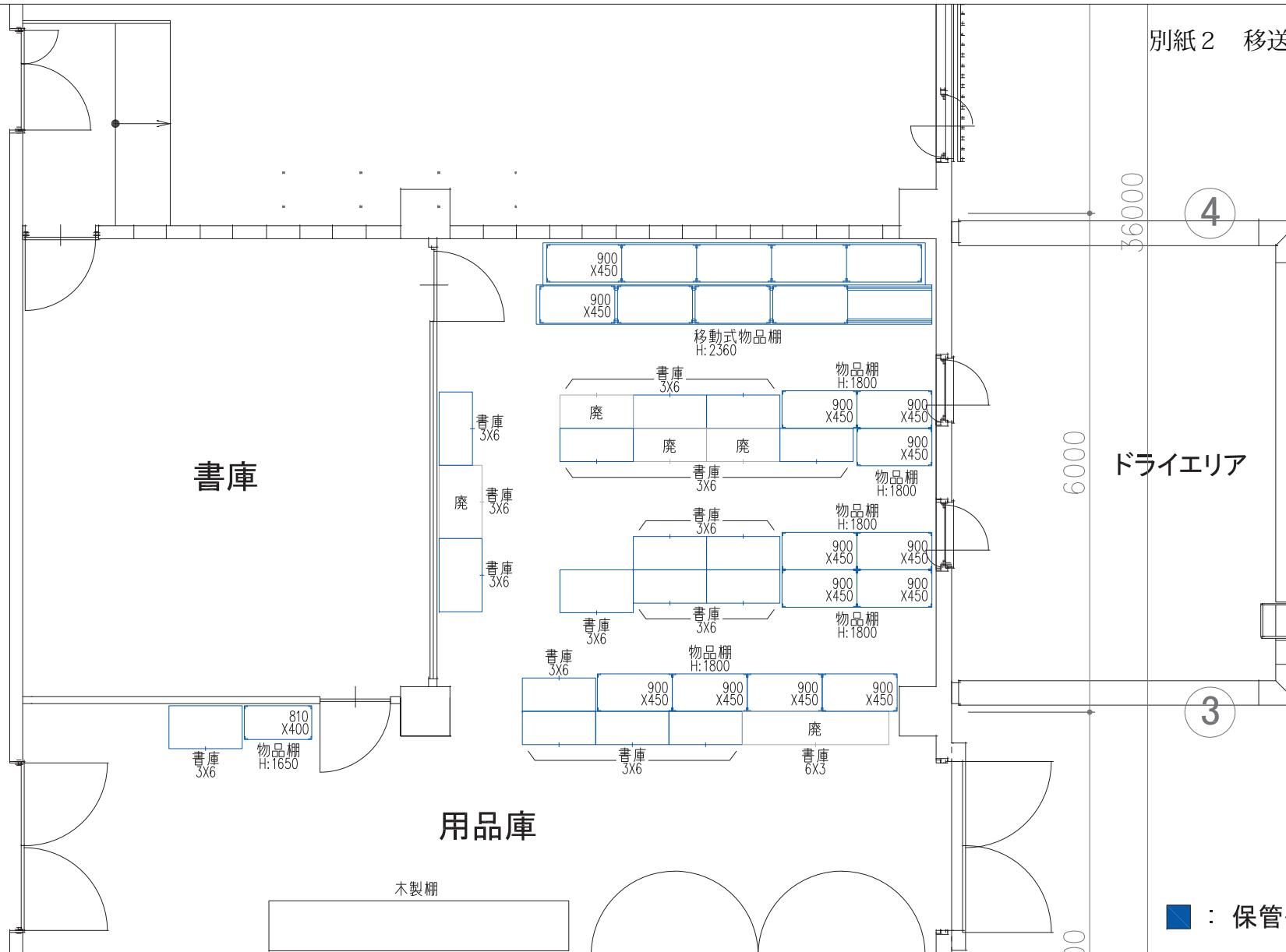
1F

ドライエリア

■ : 保管什器

※「廃」し付什器は移送対象外

札幌市交通局 大谷地変電所



業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名 印

業務名 大谷地変電所内物品等移送業務

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業務工程表

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 芝井 静男

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名 印

業務名 大谷地変電所内物品等移送業務

履行期間 着 手 年 月 日
完 了 年 月 日

上記業務について、別紙の工程表により実施しますので、承認願います。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

工程表

業務完了届

年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長

住 所

受託者 商号又は名称

職・氏名

印

業務名 大谷地変電所内物品等移送業務

上記業務は, 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

----- (以下、札幌市交通局使用欄) -----

受付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名)	印
----	-------	-------------------	---

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ,
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 (役職・氏名)
立会人 (役職・氏名)

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP_URO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局